

令和8年2月13日

郡山市長 椎根 健雄 様

郡山市環境審議会

会長 難波 謙二

郡山市第五次環境基本計画の策定について（答申）

令和7年7月30日付け7郡環第970号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 郡山市第五次環境基本計画の基本的な考え方

郡山市は、第7次総合計画の将来都市像を「東北の鼓動 未来を奏でる 選ばれるまち 郡山」として、人口減少が進む時代であってもあらゆる分野において、強い鼓動をもって確かに動き続けていくというメッセージを発信している。

このような状況から、当審議会としては、郡山市第五次環境基本計画において、様々な環境課題に対処し、持続可能な社会の実現を目指すための中長期的な指針として、これからの時代における環境政策の方向性を明確に示し、環境保全と経済社会の調和を図ることを基本理念としている。

近年、最も重要な課題の一つとして、地球温暖化問題に対する積極的な取り組みが掲げられており、世界的な気候変動対策の枠組みであるパリ協定の目標達成に向け、温室効果ガスの大幅な削減を推進することで脱炭素社会の実現を目指すこととしており、そのためには、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの促進といった具体的な施策の展開が必要不可欠である。

また、自然共生社会の構築も重要な柱の一つであり、生物多様性の保全と環境の再生を図ることで人と自然が相互に尊重しながら共生できる社会を創造する必要がある。

さらに、環境政策の推進においては、市民一人ひとりの理解と参加が大切であり、環境に対する意識向上と自発的な行動を促す仕組みづくりを進めるとともに、地域に根ざした環境保全活動の支援が重要である。

以上のように、郡山市第五次環境基本計画は、持続可能な社会を目指すために、環境保全と社会経済の調和を重視しながら、市民、地域、社会が一体となり、先人から受け継いだ恵まれた環境を次世代に残すため、次の分野別の取り組みを行うこと。

【分野別の取り組み】

- (1) 脱炭素社会の実現
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 自然環境の保全と共生
- (4) 生活環境の保全と改善
- (5) 環境意識の啓発

2 分野別の各施策について

(1) 脱炭素社会の実現について

脱炭素社会に関して、パリ協定の運用や欧州連合（EU）が推進する「欧州グリーンディール政策」など、国際的な取り組みが各国で進められているが、地球規模での気候変動への対応や脱炭素社会の推進は喫緊の課題であり、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進及び地域の交通環境整備に向けた取り組みを行うこと。

また、国・県及び他自治体、事業者など多様な主体との連携強化による幅広い取り組みを推進し、温暖化対策としての緩和策(Mitigation)と適応策(Adaptation)の両面から総合的な対策を講じること。

これらの多角的な施策を着実に実行することで、郡山市は将来にわたり持続可能で環境負荷の少ない社会を築き、地域の実情に即した具体的な施策を進め、温室効果ガスの削減へ向けた取り組みを行うこと。

(2) 循環型社会の構築について

本市の一人一日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ事業系ごみの合計）は、2023（令和5）年度で1,102gと中核市の平均851gを大きく上回っており、2020（令和2）年度から4年連続で中核市62市の中で最も多い排出量となっている。

このような状況からの脱却として、廃棄物の減量化とリサイクルを推進し、ごみの発生抑制と資源としての再利用を促進するため、分別収集の充実やリサイクル技術の導入を推進するとともに事業者や家庭における食品廃棄の削減に取り組み、資源の無駄を減らす食品ロスの削減に取り組むこと。

また、環境負荷の低減と適正処理を推進するため、有害物質の排出抑制や不法投棄の防止対策を引き続き行うこと。

さらに、循環型社会の普及啓発として、市民、事業者に対して啓発活動を展開し、循環型社会の意義と取り組みの理解・協力を促すとともに地域コミュニティや事業者と連携し、多様な主体が参加できる仕組みづくりを構築すること。

(3) 自然環境の保全と共生について

本市は、ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖を含む「磐梯朝日国立公園」をはじめ、地域ごとに豊かな自然環境を有している。その豊かな自然環境を次世代へ確実に継承するとともに、人と自然が調和して共生できる持続可能な地域社会の実現を目指すため、森林、河川、湿地、里山などの自然環境を適切に保護・管理し、多様な動植物の生息環境を維持すること。また、自然景観や野生生物の多様性を尊重し、地域の文化や生活と調和した自然環境の保全と調和共生を図る施策を推進すること。

(4) 生活環境の保全と改善について

本市の大気汚染や水質汚濁などの状況は、関係法令に基づく規制・指導などの環境汚染防止対策により、かつてのような著しい公害は見られなくなった。しかし、光化学オキシダント等広域的な汚染の発生や都市生活型公害と呼ばれる騒音や悪臭等への苦情が継続的に寄せられていることから、市民や事業者等へ引き続き啓発活動等を行

うこと。

また、脱炭素社会の実現のため、環境負荷が少ない次世代自動車の普及、公共交通機関の利用促進など、自動車からの有害化学物質の排出抑制対策を講じること。

さらに、エコ通勤、リモートワーク等の実施等を事業者等に呼びかけるとともに、各種手続きのオンライン申請を拡充するなどのDX化を図り、市民が市役所に来庁しない窓口を推進するなど、脱炭素社会の実現を構築すること。

(5) 環境意識の啓発について

豊かな自然環境を未来へ確実に継承するためには、市民一人ひとりがその重要性を理解するとともに環境意識を醸成する必要がある、市は市民や事業者の行動変容を促す取り組みが求められている。

そのため、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、本市の豊かな自然環境の価値や生物多様性の重要性を学ぶ機会を提供すること。特に、将来を担う子どもたちに、環境学習を推進し、本市の自然環境保全の意識を根付かせる取り組みを行うこと。

これらの取組を通じて、「豊かな環境を守り抜く」強い意志を育み、持続可能な地域社会の実現を図ること。

3 計画の推進、進行管理について

本計画の推進に当たっては、「郡山市第7次総合計画」や関連する各種計画との連携を図りながら、毎年度の進捗状況や達成状況を把握するとともに、評価・分析を行い当審議会への報告が必要である。

また、環境を取り巻く社会情勢の変化や災害等があった場合には、本計画の見直しを含め具体的な施策を随時検討すること。

4 終わりに

本答申を踏まえ、庁内各部門が一体となって本計画に掲げた各施策の実現に取り組むこと。そのため、関連予算の確保や組織体制を随時見直すなど、総合的かつ計画的に施策の推進を図ること。